

事業者のみなさまへ

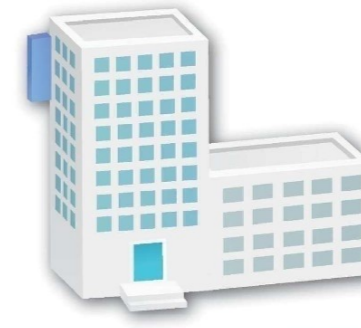
お近くのごみ集積所を 使っていませんか？

事業所ごみの分け方・出し方

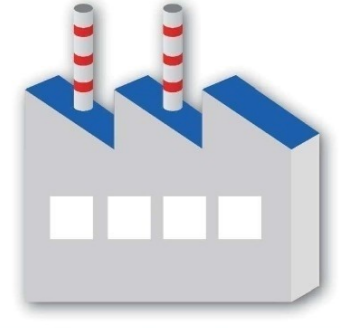
飲食店・商店



事務所・オフィス



工場・作業場



事業所、商店、飲食店などから出るごみ（一般廃棄物）は、※産業廃棄物・資源物は除く

自ら清掃センターに搬入するか、

日立市一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を依頼して処理してください。

以下の行為はできません！

- ① 日立市指定ごみ処理袋の使用と地域のごみ集積所の使用
- ② ごみの野外焼却
- ③ 日立市一般廃棄物処理業許可業者以外の業者への依頼

Refuse(断る) Reduce(減らす) Reuse(再利用) Recycle(リサイクル)

“4R活動” 推進都市 日立市

主な事業所ごみの種類・分別方法

区分	品目	主なもの	処理方法
一般廃棄物	生ごみ	食品の食べ残し・売れ残り	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターに自己搬入 ・日立市一般廃棄物処理業許可業者に依頼
	資源にならない紙類	写真、感熱紙、カーボン紙	
	樹木・草	せん定枝木、除草作業で出た草 ・長さ50cm以内、太さ6cm以内にする	
	粗大ごみ	ソファ、椅子、テーブル（スチール製のものを除く） 障子・ふすま・戸板 ・金具類をはずす ・木くずは、長さ50cm以内、太さ6cm以内にする ・プラスチックは1辺の長さ50cm以内にする ・2トン車1台分/日まで 布団 ・1枚を半分にする 20枚/日まで カーペット・じゅうたん ・50cmに切断する 2トン車1台分/日まで 畳 ・1枚を4分割にする 20枚/日まで ※原則、清掃センターへの搬入はできません。ただし、右のように処理すれば、搬入することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ※清掃センターへ搬入する際は事前に処理が必要です。 ご不明な点は清掃センターに問い合わせてください。
資源物	紙類	新聞、雑誌、段ボール、シュレッダー書類	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収業者（古物商）に相談 ※清掃センターへは搬入できません。
	缶類・ペットボトル	飲食用の缶、ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターに自己搬入（ビールピンのぞく） ・日立市一般廃棄物処理業許可業者に依頼
	ビン類	飲食用のビン	
産業廃棄物	プラスチック	樹脂パレット、ビニール	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業許可業者に依頼 ※業者の相談は… (一社)茨城県産業資源循環協会 Tel 029 (301) 7100
	金属類	ロッカー、刃物、バインダーの金具	
	有害ごみ	電球類、電池	
	燃えないごみ	コンクリート、コップ、陶磁器、レンガ	

問い合わせ先

・事業者のごみの出し方 ・一般廃棄物処理業の許可
日立市資源循環推進課 0294(22)3111
 〒317-8601 日立市助川町1-1-1
 E-mail recycle@city.hitachi.lg.jp

・清掃センターへのごみの搬入
日立市清掃センター 0294(24)5353
 〒317-0055 日立市宮田町3414-4
 E-mail seise@city.hitachi.lg.jp

・産業廃棄物の処理方法 ・産業廃棄物処理業の許可
茨城県廃棄物規制課 029(301)3027
 〒310-8555 水戸市笠原町978-6

・産業廃棄物の不法投棄 ・土砂などの不法埋立て
茨城県県北県民センター 環境・保安課 0294(80)3355
 〒313-0013 常陸太田市山下町4119（常陸太田合同庁舎内）

事業系一般廃棄物の処理方法

①自ら清掃センターに搬入する方法

場所

日立市宮田町 3414-4 (かみね市民プールから北西へ約 900m)

利用時間

月～土曜日 (1/1～1/3、10月に行う施設点検日を除く)
※日曜は家庭ごみのみ受入れ
8:30～11:30、13:00～16:00

車両

2トン車まで (徒歩、バイク不可)



料金

ごみの重量 (1回で持ち込む重量)	ごみ処理手数料 (R5.4.1 現在)
50 キログラムまで	300 円
50 キログラムを超えて 100 キログラムまで	500 円
100 キログラムを超える 50 キログラムごとに	500 円増し

※搬入できるごみの種類は裏面の「主な事業所ごみの種類・分別方法」の表を参照してください。

②一般廃棄物処理業許可業者に依頼する方法

一般廃棄物処理業者に収集・運搬を依頼し、処理する方法です。

ごみがどのくらい出るか事前に把握し、業者と相談の上、詳細な契約を結んでください。
許可業者は日立市ホームページ (<http://www.city.hitachi.lg.jp>) に掲載しています。
必ず最新の情報をご確認ください。



依頼の流れ



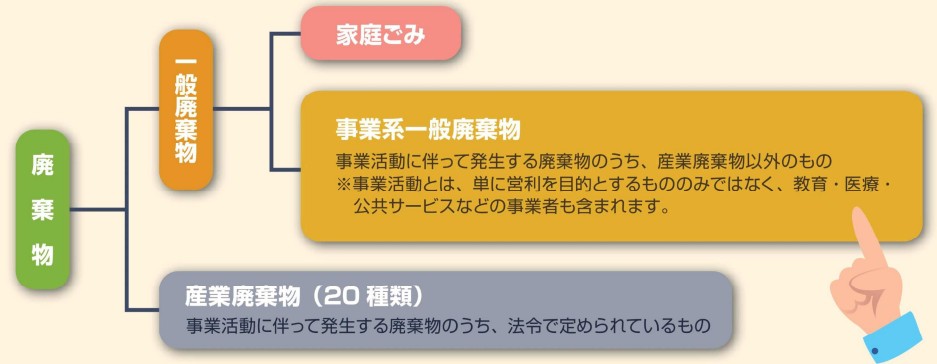
③資源として活用する方法

ビン・缶・紙類・布類など資源化できるものは、資源物取扱業者 (古物商) に引き取ってもらうことができます。
資源物取扱業者は、ハローページなどの電話帳から古物商のページを参照するか、市 (資源循環推進課) に問い合わせてください。

**ごみの正しい処理は、事業者のみなさまの責務です
ご協力よろしくをお願いします**



廃棄物の区分



事業者の責務



事業者は事業活動に伴って発生するすべての廃棄物 (ごみ) について、自らの責任において処理することが法律で明確に規定されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抜粋)

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、(以下略)

現在、ごみ処理については、発生量の増大、リサイクルの一層の推進等といった課題に直面しており、市では環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化を推進しています。そのためには、一般家庭のみならず、事業者のみなさまの協力が必要不可欠です。

ごみの減量を推進しましょう

ごみを減らすためには、「どのようなごみを、どれくらい出しているか」知ることが大切です。

- 1 排出されるごみや資源物の量を把握する。
- 2 どのようにごみを減らすか考え、排出ルールや目標など計画を立てる。
- 3 情報共有や研修会を実施する。
- 4 従業員全員でごみの減量化・資源化に取り組む。

ごみの減量化の達成!

ご存知ですか?ごみの適切な処理には多くの効果があります

1 企業のイメージアップ

環境に関する積極的な取組を取引先や消費者にPRし、イメージアップを図りましょう

2 コスト節減・効率化

設備や事務用品などの浪費やムダ使いを減らして、経費の節約を目指しましょう

3 従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指し、事務の効率化につなげましょう

